

平成30（2018）年度「子どもの権利に関する行動計画」実施状況について

1 評価の方法

評価にあたっては、事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成度の状況等について自己評価を行いました。

【評価ランク】

- A：計画どおり進捗した
- B：目標に近く、概ね進捗した
- C：目標には届かないが、進捗している
- D：停滞・事業の未実施
- E：事業終了

2 評価の総括

全24事業のうち、A評価が17事業（71%）、B評価が5事業（21%）、C評価が1事業（4%）、D評価が1事業（4%）となりました。A・B評価の事業は、全体の92%を占め、全体としての進捗状況はおおむね良好であったと考えられます。

今回の評価・検証をもとに、事業を一層充実させるとともに、市民のニーズを考慮しながら事業運営を図っていくことが求められます。

基本施策	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
(1) 子どもの権利に関する啓発活動	3	0	2	0	1	0
(2) 子どもの居場所づくり	4	2	2	0	0	0
(3) 子どもの貧困対策	5	3	2	0	0	0
(4) 子どもの虐待防止と救済	3	3	0	0	0	0
(5) いじめ・体罰の防止と救済	5	4	1	0	0	0
(6) 子どもの面会交流	2	2	0	0	0	0
(7) 子どもの権利侵害からの救済	2	1	0	1	0	0
合計	24	15	7	1	1	0

(参考) 平成29（2017）年度評価 15 7 1 1 0

※2課以上が所管する事業について、評価が異なる場合は評価の低い方でカウント

3 実施状況一覧

【評価区分】

A=計画どおり進捗した、B=目標に近く概ね進捗した、C=目標には届かないが進捗している、D=停滞・事業の未実施、E=終了

(1) 子どもの権利に関する啓発活動

※No.に○のある事業は、「子ども・子育て未来プラン」掲載事業

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	平成30(2018)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和元(2019)年度の目標等
					区分	評価の理由		
1	普及用リーフレットの作成	子どもの権利について、子どもや大人が理解を深めるために、普及用リーフレットを作成・配布します。作成にあたっては、年齢や発達に応じて内容が理解できるよう配慮します。	子育て支援課	平成27年度に作成したリーフレットを本庁舎、西那須野庁舎・塩原庁舎・箒根出張所で配布。	B	リーフレットを作成・配布しているが、子どもの権利に関する理解を深めるまでには至っていない。	子どもの権利について理解を深めるためには、積極的な周知・啓発を図る必要がある。	継続実施
2	子どもの権利に関する講演会の開催	子どもの権利に関して見識のある人を講師に招いて講演会を実施します。講演会については、年1回程度の実施を予定しています。	子育て支援課	未実施	D	-	講演会の実施に当たっては、目的、内容、実施規模、対象者の範囲等について検討する必要がある。	実施について検討
3	子どもの権利に関する学習	子ども自身による子どもの権利に関する学習を支援するために、ホームページなどで子どもの権利に関する情報を提供します。	子育て支援課	市ホームページにて情報提供を行った。	B	ホームページで情報提供を行っているが、子ども自身が学習するための支援に繋がっているか不明である。	子ども自身が子どもの権利に関する学習を行うためには、より積極的な情報提供を行う必要がある。	継続実施
		学校においては、人権に関する意識の向上を図るため、子どもの権利をはじめとする人権全般について学習を推進しています。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 県の各種人権教育研修に人権教育担当者を中心として参加し、人権全般について指導者として必要な資質・能力の向上を図った。 黒磯小学校が文科省と県の指定を受けて研究を進め、市内を始め、他地区の教員も多く参加し、人権教育の学校での実践について理解を深めた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 黒磯小学校の研究に多くの教員が参加することにより、学校における具体的な人権教育の進め方に対する理解が深まった。 各学校の取組により、相互の人権を尊重した行動がとれる児童生徒が増えてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組を継続するとともに、新たな人権問題等についても学習機会を設け、児童生徒に人権の大切さや異なる価値観を寛容に受け止め、共生できる社会の実現の重要性を認識させていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権意識の高揚をさらに図るとともに、子どもたち自らが互いを尊重し合い、高め合う人間関係を構築できるよう、様々な人権問題を扱った直接的指導の充実に力を入れていく。

(2)子どもの居場所づくり

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	平成30(2018)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和元(2019)年度の目標等
					区分	評価の理由		
4	要支援児童の居場所づくり	養育放棄(ネグレクト)などの状況にある要支援児童に、放課後その地域において、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、保護者の補完と子どもの健全な育成・自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施しています。 現在、NPO法人に事業を委託し、市内2か所で実施しています。	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)	実施箇所数 2か所 利用人数 40名 (小学生25名 中学生15名) 延べ利用日数 2,305日 支援内容 ①基本的な生活習慣の習得 ②望ましい食習慣の習得 ③宿題等の学習支援 ④保護者の養育相談・悩み相談 ⑤居場所と対象家庭等及び学校等の送迎支援 ⑥児童の自立に向けた支援 ⑦その他養護に欠ける物を補うための支援	A	生活習慣の習得や学習支援、食事の提供等を行っており、家庭生活の補完という点で重要な役割を果たしています。子どもたちにも明るさや積極性が見られるようになり、その変化が保護者の就労意欲や生活改善への意欲につながっています。	目に見える結果の支援を期待しがちですが個々に必要な支援が異なるので、それを見極めて対応することが必要です。また、児童にかかわる大人(指導員)の質、力量を高めていくのも必要です。	継続実施
5	不登校児童・生徒の居場所づくり	不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促し、学校生活への適応を図るための指導・相談を行う施設として適応指導教室を2か所設置しています。 また、不登校児童生徒に対し、宿泊体験をはじめとする様々な体験活動を提供することで、不登校改善のきっかけづくりを行う宿泊体験館を1か所設置しています。	学校教育課	・通室児童生徒への支援、指導 ・発達障害等の課題を有し通室が適当と思われる児童生徒への支援 ・児童生徒及び保護者等へのカウンセリング ・児童生徒が在籍する学校との一層の連携の強化 ・宿泊体験館メープルの利用率の向上	B	不登校出現率 小学校0.68% 中学校4.04%(※不登校出現率が小学校での増加及び中学校での現状維持)	・宿泊体験館メープルの学校への周知及び利用率の向上 ・教育相談を行うカウンセラーの増員と常勤職としての採用 ・医療機関との十分な連携に向けた体制作り ・以上を総合的に捉える中での保護者、家庭への支援	・不登校出現率の減少
6	放課後児童健全育成事業	昼間、保護者等が家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	保育課	施設数 41か所 利用者数 1,749人	A	児童クラブの運営については、公設民営クラブ25か所、民設民営クラブ16か所に対して運営支援を行った。児童クラブの整備事業としては、2クラブを整備した。	児童クラブ利用ニーズは年々高まっているが、施設整備が追い付かない状況である。平成26年度に策定した整備計画に基づき、公設民営クラブの整備を行っており、第2期についても現在策定中である。	・施設数 43か所 ・利用者数 1,876人
7	地域における安全で楽しい子どもの居場所づくり	部活動、スポーツ少年団活動、公民館・博物館・田舎ランド嶋内等の体験教室などで、子どもの居場所づくりを推進します。	学校教育課	部活動・スポーツ少年団指導者研修会を年間2回開催し、子どもの健全な発育発達に向けての講習を行った。	A	毎回、多くの参加者があった。今回も、子どもの指導方法(コーチング)についての研修だった。	保護者会関係の参加者は増えてきているが、直接の指導者の参加についてはまだ課題が残る。積極的に参加して頂けるよう根気強く周知していく。	指導のガイドライン「未来へはばたけ」の周知徹底
			生涯学習課	公民館・博物館・田舎ランド等で各種体験教室を実施した。	A	多くの参加者があり、好評だった。	参加について積極的に周知していく。	継続実施
			スポーツ振興課	スポーツ少年団の活動をとおり、各種体験教室や交流大会に参加してもらい、学校以外にも子どもの活動の場を設けることができた。	B	交流大会の参加者は多いが、スポーツの体験教室の際は、各団の練習試合やイベント等の日程が重なって参加者が少なかった。	スポーツをとおり子どもたちの心身の健全な育成を図ることができているが、積極的な休養の必要性を訴えていくことも必要である。	活動と休養のバランスをとり、継続的なスポーツ活動を行い、子どもたちの心身の健全な育成を図っていく。

(3) 子どもの貧困対策

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	平成30(2018)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和元(2019)年度の目標等
					区分	評価の理由		
8	学校教育における学力の保障	学校教育においては、家庭環境に左右されず、子どもの学力が保障されなければなりません。	学校教育課	学力が上がらない児童生徒に対しては、昼休みや放課後の時間を利用した補習的な取組等を各学校で実施している。また、「個の学び」に「家庭学習」を連動させるなど、日々の授業において指導方法の工夫・改善に努めている。	B	「個の学び」に「家庭学習」を連動させるなど、学習意欲を向上させ、学力を上げる取組が各学校に普及してきている。	今後も取組を継続し、児童生徒の学習意欲の向上を図っていく。そのため、各学校の指導体制の充実を図る必要がある。	学力が上がらない児童生徒に対しては、昼休みや放課後の時間を利用した補習的な取組や「個の学び」に「家庭学習」を連動させる等を継続する。
9	福祉部門と教育委員会の連携強化	子どもの貧困対策については、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげることが重要となってきます。	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)	教育委員会や学校と連携を図りながら、必要に応じて関係機関とのケース会議を実施。保護者等からの相談に応じて各種支援制度につなげた。	A	各種支援制度につなげることで、子どもの生活環境の整備が図れた。	今後も教育委員会や社会福祉部門と連携を図る。	継続実施
			学校教育課	平成30年度にSSWrが3人に増員されたこともあり、総対応件数は2,800件を越えた。学校現場にもSSWrが浸透し、活用が図られている。	A	・SSWrが環境整備を行うことで、不登校の児童生徒が登校できるようになったり、高校へ進学できるようになったりするケースがあるなど、さまざまな方法で家庭・子どもを支援することができている。	・学校に対してさらなる活用の周知を行う。 ・子ども・子育て総合センター、福祉部門と連携しながら取組を継続していく。	SSWrを3人から4人に増員する。
10	地域における学習支援	生活困窮家庭の子どもの学力向上を図るために、放課後や休日における学習支援に努めます。そのためには、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図ります。	社会福祉課	○ 参加者57名 ○ 平成30年度卒業生18名のうち12名進学決定(6名は不明)	B	○ 生活困窮者の世帯では、自宅で学習時間を確保することが困難な場合が散見されるため、週2回の学習時間を確保することにより、成績及び学習意欲の向上に一定の成果があった。	○ 出席率が低下している。 ○ 夜間での実施のため、会場までの送迎ができない世帯が多い。	○ ファミリーサポートセンターの送迎サービス利用推進 ○ 家庭教師派遣の試行 ○ 対象者を小学生及び高校生にも拡大
			子育て支援課(子ども・子育て総合センター)	・実施箇所2か所 ・利用人数 40名(小学生25人 中学生15名) ・延べ利用日数 2,305日)	A	育児放棄(ネグレクト)等の状況にある要支援児童に対し、宿題等の学習支援を行っております。徐々に学習する習慣が身に付き、学校生活においても自信につながっている。	個々のレベルに応じた学習支援の内容を検討しながら、学習する習慣が身につくよう、引き続き支援を行っていく。	継続実施
11	就学援助	経済的理由により、学就困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を支給し援助を行っています。	学校教育課	準要保護者認定人数累計:1,078人(小学校・義務教育学校前期課程:678人、中学校・義務教育学校後期課程:400人) 特別支援教育就学奨励費認定人数:284人(小学校・義務教育学校前期課程212人、中学校・義務教育学校後期課程:72人)	A	経済的理由による就学環境の悪化で、不登校となる児童生徒の未然防止や、学習意欲が損なわれる恐れのある児童生徒の未然防止に成果があった。	援助が必要な世帯に適切な援助が行えるよう、更なる周知徹底を図っていく。	今後も取組を継続し、就学困難な児童生徒の就学意欲の向上を図っていく。

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	平成30(2018)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和元(2019)年度の目標等
					区分	評価の理由		
12	奨学金貸与事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校、大学に修学することが困難な者に対し学資を貸し付け、広く人材を育成するための事業です。	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○給付(国内進学) <ul style="list-style-type: none"> ・応募12人 ・決定5人(大5) ○給付(医療系・福祉系・保育系) <ul style="list-style-type: none"> ・応募5人 ・決定3人(大2、短1) ○貸与(国内) <ul style="list-style-type: none"> ・応募29人 ・決定20人(高2、大12、短1、専5) ○貸与(海外) <ul style="list-style-type: none"> ・応募2人 ・決定2人(大1、専1) 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学資金の給付、貸与により経済的理由で修学が困難であった者にその機会を与えることができた。 ・奨学金返還について、口座振替を開始した。 ・海外給付の新たな募集要項・選考方法を整理し、募集要項を改定した。 	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与型については基金で運営しており、近い将来、原資に不足が生じることが見込まれる。原資の確保が必要であるが、有効な策を見出せずにいる状況にある。 ・海外給付については、受給資格要件等をあらためて整理する必要がある。 ・滞納者が一定数存在する。 <p>今後の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源の確保に努める。 ・滞納対策を徹底する。 ・募集要項の手続き関係を整理し、より分かりやすいものとする。 ・採用基準の見直しを検討する。 	継続実施

(4) 子どもの虐待防止と救済

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	平成30(2018)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和元(2019)年度の目標等
					区分	評価の理由		
13	要保護児童対策地域協議会(児童虐待対応に関する事業)	児童虐待の禁止・予防・早期発見・早期対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携を図りながら児童虐待防止対策を推進し強化します。	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> 代表者会議 1回 実務者会議12回(毎月1回) 個別ケース検討会議 随時 実務者研修 1回 ケースとしてあがった件数 304件 個別ケース検討会議105件 市内の小中学生にSOS相談カードを、関係機関に虐待防止啓発ポスターを配布 	A	関係機関が連携することで、支援の必要な児童、保護者を早期に発見でき、その後、適切な支援を継続的に行うことで、虐待の未然防止につながっている。	関係者、関係機関との連携をさらに強化し、虐待防止・早期発見・早期対応の推進を図っていきたい。	継続実施
14	育児支援家庭訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 訪問支援者 <ul style="list-style-type: none"> 家庭相談員 6人 保健師、助産師 15人 訪問家庭数 848件 	A	若年の妊婦、望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭、親のメンタルに問題がある家庭、虐待のリスクが認められる家庭など、育児支援が必要な家庭を訪問。	養育支援が必要な家庭の増加と、問題の多様化により、今後もきめ細やかに対応するためには、支援者の量的・質的充実が必要。	訪問案件数 510件
			子育て支援課(子ども・子育て総合センター)	<ul style="list-style-type: none"> 電話での相談対応や家庭訪問により、子育てについての不安や家庭の安定を図ることができた。 	A	社会情勢やニーズを考慮しながらさらに充実を図っていきたい。		
15	児童虐待に関する相談体制の充実	虐待への対応は、早期発見・早期対応が非常に重要なため、早期対応に努めるとともに、家庭児童相談員をはじめとする関係機関職員の資質の向上を図り、相談体制の充実に努めています。	子育て支援課(子ども・子育て総合センター)	家庭相談員 6人	A	関係機関との連絡調整や情報交換を適切に行うことで、早期発見・早期対応につながった。	児童虐待に関する相談にきめ細かな対応をしていくため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、さらに関係機関との連携を密にしていく。	継続実施
			健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 乳児家庭全戸訪問事業 856人 乳幼児健診 <ul style="list-style-type: none"> 4か月児健診 856人 10か月児健診 836人 1.6歳児健診 901人 2歳児歯科検診 915人 3歳児健診 1,024人 育児相談 1,842人 	A	<ul style="list-style-type: none"> 健診受診率は9割強と高くなっている。 健診等の相談では、子供の成長発達・育児に関する相談の他、母親の心の問題、夫婦間の問題など、相談内容が多岐にわたっており、子育て期の母親等、保護者にとって必要性の高い事業である。 乳児家庭全戸訪問事業では、母子保健推進員への研修を行い、ファーストブックも手渡し、よりスムーズに訪問できるよう工夫し、充実した訪問を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会背景、家族背景、生育歴等から育児上問題を抱える母親の増加が目立ち、支援・見守りが必要な家庭が増加している。 プライバシーに配慮した相談しやすい環境づくりが必要となっている。 健診未受診児に対して、家庭訪問や関係機関との連携により支援を継続していく。 母子保健関係機関連携会議を開催し、連携の充実強化を図る。 	継続実施

(5)いじめ・体罰の防止と救済

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	平成30(2018)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和元(2019)年度の目標等
					区分	評価の理由		
16	那須塩原市いじめ防止基本方針の策定	本市におけるいじめ防止対策のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定します。	学校教育課	・平成27年に方針を作成して3年が経過したことから、平成30年度に基本方針を改定した。 ・改定した方針に基づき、那須塩原市いじめ問題対策委員会を設置した。	A	・年度当初の予定どおり、市いじめ防止対策委員会を設置し、市いじめ防止基本方針を改定できた。	・改定した方針に基づき、いじめの対応を行う。	・改定したいじめ防止基本方針の周知
17	那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会の設置	いじめ防止などに関係する機関と連携を図るために、那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。	学校教育課	・市いじめ問題対策連絡協議会を平成30年10月23日に開催した。	A	・協議会では、いじめの現状や市の方針の改定について説明した。それについて委員から意見を伺うことができた。	・協議会を今後も開催し、いじめ防止対策を推進する。	・協議会の開催及びいじめ防止対策の推進
18	学校におけるいじめ防止基本方針の策定	市内各小中学校において、各学校の実情に応じた学校がいじめ防止などの対策に関する基本的な方針を策定しています。	学校教育課	・市がいじめ防止基本方針の改定に合わせ、各学校で基本方針を改定した。	A	・各学校で学校いじめ防止基本方針を改定し、HP等で周知もされている。	・地域・学校の状況に合わせて、方針を適宜見直し、実効性のあるものとする。	・地域・学校の状況に合わせて、適宜基本方針を見直し、実効性を担保する。
19	学校におけるいじめの防止対策	教育活動を通して、いじめの防止に資するよう、その充実に努めます。 学校の児童・生徒、保護者、教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動に努めます。 学校においていじめに係る相談を行うことのできる体制の整備に努めます。	学校教育課	・各学校でいじめ防止に向けた取組を実施した。 例)6月のいじめ防止強化月間において、集会等の開催等 ・各学校にスクールカウンセラー等を派遣し、相談体制を整えた。	A	・防止対策に基づき、いじめの認知件数は、小学校77件、中学校12件であった。 ・方針に基づき、小中一貫で組織的ないじめの対応が各学校で行われた。	・いじめを認知した場合、学校で組織的に対応できるよう学校の体制を整える。 ・各学校において、いじめの対応研修を実施する。	・今後もいじめ防止基本方針に基づいた対応を継続する。 ・大人が主導する防止策だけではなく、児童・生徒自身が主体的にいじめについて考える機会を増やす。
20	いじめ問題再調査委員会の設置	市長部局に、重大事態への対処及びその防止のため、再調査を行ういじめ問題再調査委員会を設置します。	子育て支援課	再調査の案件が発生しなかったため、いじめ問題再調査委員の委嘱はされなかった。	B	委員の委嘱はされなかったが、平成27年3月に条例を制定し、必要に応じて委員会を開催できる体制は整備されている。	委員会の開催等、必要に応じて適宜対応できるよう、教育委員会との連携の強化を図る。	継続実施

(6) 子どもの面会交流

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	平成30(2018)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和元(2019)年度の目標等
					区分	評価の理由		
21	面会交流・養育費に関するパンフレットの配布	面会交流・養育費の分担について理解を深めてもらうために、パンフレットなどを配布し普及に努めます。 さらに、面会交流・養育費に関する普及を進めるための活動について充実を図っていきます。	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)	公益社団法人家庭問題情報センター養育費相談支援センター発行の面会交流・養育費の分担に関するリーフレットを窓口を設置し配布。また、那須塩原市ひとり親家庭サポートガイドブックにリーフレットを挟み込み、離婚届や児童扶養手当手続きに来庁した人に配布。児童扶養手当現況届会場へも設置した。	A	リーフレットの配布について、従来から、窓口への設置や離婚届、児童扶養手当の手続き者などへの配布を行ってきたが、児童扶養手当現況届会場への設置やホームページでの案内など、普及活動の拡大を行うことができた。	リーフレットの配布だけでは、養育費の負担や面会交流の実施にはなかなか結びつかない。先進地(明石市)等の取り組みなどを参考に普及活動の充実を検討する必要がある。	継続実施
22	面会交流・養育費に係る相談体制の充実	面会交流・養育費の分担に関しては、婦人相談として対応します。相談員については研修などを通して資質の向上に努めます。	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)	面会交流・養育費に特化した相談件数の把握を行っていないため、相談件数は不明だが、離婚相談等の時は養育費などの有無を把握し、助言指導を行っている。 婦人相談員の養育費等に関する研修参加延べ回数3回。	A	相談員は面会交流・養育費に関する研修に積極的に参加し、相談者に対し、適切な助言指導を行うことができた。	婦人相談内容は年々多様化・複雑化している。 面会交流・養育費の相談も含め、さまざまな相談内容に対応できるよう、更なる資質の向上と、相談体制の充実が必要。	継続実施

(7) 子どもの権利侵害からの救済

No.	事業・取組名	事業・取組内容	所管課	平成30(2018)年度実績	評価		課題・今後の改善点	令和元(2019)年度の目標等
					区分	評価の理由		
23	子どもの権利救済委員会の設置	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1名を委嘱し、3名で構成します。	子育て支援課	3人の委員に委嘱し、子どもの権利救済委員会を設置している。	A	救済の申立てがなかったため、委員会は開催していないが、必要に応じて委員会を改正できる体制は整備されている。	引き継ぎ、必要に応じて適宜対応できる体制を整備する。	継続実施
24	相談体制の充実	子どもの権利侵害に係る相談は、子育て支援課の担当職員が対応する体制をとり、研修等を通して資質の向上に努めます。	子育て支援課	子ども・子育て総合センターに配置された家庭相談員が相談を受ける中で、子どもの権利侵害にあたる相談があった場合は、救済申立てへつなぐ体制をとった。	C	子どもの権利に特化した研修には参加していない。	研修等に参加し、担当職員の資質向上を図る。	職員の資質向上